

平成30年度

第5回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月7日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 仮本庁舎 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 9人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 1人

2番 宮内純一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号	市川市農業委員会会議規則の一部改正について	1 件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3 件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	2 件
議案第5号	平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について	1 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	

	事務局長専決分	28 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	2 件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	3 件
報告第4号	農用地利用状況報告について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	谷地 正道
次 長	石井 啓友
主 幹	鈴木 忠弘
副主幹	福田 哲
副主幹	田中 恒平

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成30年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、2番、宮内委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>委員10名中、9名出席しております。</p> <p>出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>農政班は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「市川市農業委員会会議規則の一部改正について」、でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 市川市農業委員会会議規則の一部改正について、ご説明いた</p>

	<p>します。</p> <p>お手元の資料、別紙1の市川市農業委員会会議規則の一部を改正する規則をお願いします。</p> <p>今回の改正では、円滑な会議運営に資するため、第8条において、簡易採決の方法を明記するとともに、農業委員会に関する法律が改正されたことなどにより、第9条において議事録の公表方法を変更するものです。</p> <p>それでは別紙2の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>左が現行の内容、右が改正後となります。</p> <p>まず、第8条では、議長が重要な事項以外の議決事件の採決について、会議に異議の有無を諮り、異議がないと認める場合は当該議決事件を全会一致で可決とする旨を宣告することができることとするものです。</p> <p>なお、会議の出席委員から異議がある場合には、起立又は挙手により採決を行うこととなります。</p> <p>次に、第9条において、現行では議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が「署名捺印」しなければならないとなっておりますが、改正後は「署名し、又は記名押印」と改めるものです。</p> <p>また、現行では、議事録は会議が閉会した日から1月以内に1週間以上の期間を定めて一般の縦覧に供しなければならないとなっておりますが、改正後は市のウェブサイトに掲載することにより公表することと改めるものがあります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 8番	<p>第9条第2項のウェブサイトの掲載期間は決っているのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律施行規則によりますと3年間という規定がございます。</p>
議長	<p>他にございますか。</p>

各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。 議案第1号「市川市農業委員会会議規則の一部改正について」、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり改正することに決定いたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。
事 務 局	事務局から議案の説明をお願いします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件です。 議案の2ページをお願いいたします。 申請受付日は、平成30年7月23日でございます。 申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートル、外2筆で、合計面積は1,218平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、太陽光発電所にするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 1 番	現地調査は、平成30年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。 申請地は、北消防署北側に隣接しており、現況は休耕地になっておりまし

<p>議 長</p>	<p>た。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接地との境界付近は法面処理し、土砂等の流出を防除するとのことをございます。</p> <p>また、敷地内は盛土したうえで防草シートを設置し、雨水については、自然浸透とするものをございます。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する農家の方で、休耕田を有効利用するために申請するものです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、平成30年9月1日に着工し、完了は、同年12月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。</p>

各 委 員	<p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案の4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、平成30年7月23日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は田、面積は254平方メートル、外1筆、合計面積は1,493平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして(2)ですが、(3)と関連するので一括して説明させていただきます。議案の6ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年7月23日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は204平方メートル、外1筆、合計面積は514平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p>

<p>議長</p>	<p>申請理由につきましては、駐車場及び資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成30年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、歴史博物館の南側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロック及び安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。</p> <p>また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものでございます。</p> <p>申請地部分につきましては、コンテナ置場及び大型トラックやトレーラー等21台の駐車を予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>続いて(2)及び(3)ですが、申請地は、市川大野駅の北西側、概ね700メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブ</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ロック及び安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことをごさいます。</p> <p>また、敷地内は整地のうえ、転圧後砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものをごさいます。</p> <p>申請地部分につきましては、山砂や単管パイプなどの資材の他、ダンプカーなどの駐車を予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、松戸市に本店を置き一般貨物自動車運送事業を主な事業とする法人です。</p> <p>申請地は、平成29年12月22日付で、農地法第5条に基づく転用許可を受けた土地の隣接地で、今回譲ってもらえることになり、転用後に一体として利用するため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後1ヶ月となっております。</p>
-------------------------	--

	<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>続いて(2)(3)ですが、譲受人は、市内に本店を置き、広告・看板の製造、設置を主な事業とする法人です。</p> <p>現在、鎌ヶ谷市に資材置場を借地しておりますが、所有者から賃貸契約を解除されたことにより、本店近くに土地を探していたところ、譲ってもらえることになり、申請に至ったとのこと</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後1ヶ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」(1)について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	
各委員	
議長	

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして（２）と（３）については、関連しておりますので一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、２件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、今回の申請は、２件でございます。</p> <p>議案の８ページをお願いいたします。</p> <p>（１）の申請受付日は、平成３０年７月２３日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は田、面積は６６１平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>本件は、平成２９年１２月２２日付けで駐車場及び資材置場用地として、農地法第５条の規定による転用を伴う所有権の移転の許可を受けたものでございますが、議案第３号（１）の申請地に隣接しており、今回一体として転用工事を行うため、計画変更承認申請がなされたものでございます。</p> <p>続きまして（２）ですが、１０ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成３０年７月２３日でございます。</p> <p>申請地は国分で、地目は田、面積は６６６平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>本件は、平成２２年１１月１５日付けで東京外かく環状道路の建設工事を</p>

<p>議 長</p>	<p>行うため、資材置場及び駐車場用地として、農地法第5条の規定による一時転用を伴う平成30年8月31日までの賃借権の設定の許可を受けたものでございますが、当初の工事期間が延長となったため、計画変更承認申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成30年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、歴史博物館の南側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>本件は、平成29年12月22日付けで、駐車場及び資材置場用地として許可を受けたものでございます。</p> <p>当初の計画では、西側市道を出入り口としておりましたが、国道298号の開通に伴って、副道の利用が可能となり、北側副道からの出入りへと計画変更するものです。</p> <p>また、南側に隣接する敷地についても、譲っていただけることになり、今回議案第3号(1)の申請敷地と併せて工事を行うことから、計画変更承認申請を行うものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>続いて(2)の申請地ですが、東国分中学校の北西側、概ね300メートルに位置し、平成22年11月15日付けで、東京外かく環状道路の工事のため、資材置場及び駐車場用地として一時転用の許可を受けたものでございます。</p> <p>当初の計画では、工事期間は平成30年8月31日までの予定でしたが、副道工事の追加設計変更により、工期が延長されることとなり、一時転用期間を平成31年1月31日に変更するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は、転用目的どおりに利用されており、調査班としては、必要性も認められ承認相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の申請者は松戸市において一般貨物自動車運送事業を営む法人です。</p> <p>現在、松戸市において借地している駐車場を返還することとなり、移転を余儀なくされ、転用許可を受けたものですが、国道298号の副道の開通に伴い大型車両の出入りが可能になったことと、議案第3号(1)でご説明しました南側隣地が購入できることになったことから、今回、変更申請に至ったとのことです。</p> <p>資力についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び金融機関からの融資で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>なお、副道からの出入りについては、国土交通省関東地方整備局長と協議が調い、道路工事施工承認の申請を受付されているとのことです。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>(2)の申請地は、調査班のご報告どおり、当初の目的どおり適正に利用されており、とくに問題はございません。</p> <p>なお、工事完了後は、速やかに農地に復元して、野菜類の作付けを行う旨の農地復元誓約書が、事業者及び土地所有者から提出されております。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請」(1)について、お諮りいたします。 承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、(2)について、お諮りいたします。 承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、全会一致で承認相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、議案第5号「平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号「平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 12ページをお願いいたします。 本件は、平成30年7月25日付けで、市川市長より平成30年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定によ

<p>議 長</p>	<p>り、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>議案第5号「平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成30年7月30日に、農政調査班第3班と、区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>貸し手は国府台3丁目在住で、国分7丁目の畑1筆、面積1,612平方メートルを、北国分4丁目在住の農家の方に使用貸借するもので、設定期間は本年10月1日から5年間です。</p> <p>現況は、作付けはされておりませんが良好に保全された露地畑でした。</p> <p>借り手は、約0.7ヘクタールの露地畑を経営する農家で、労働力も豊富なことから、利用権設定後も適切に管理していくことが見込まれます。</p> <p>調査班といたしましては、本案件について、平成30年度第3次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思えます。</p> <p>以上、よろしくご審議の程、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>申請地の北側にハウスがある所ですか。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございますか。</p>

議席 7番	労働力が豊富とのことですが、何名いるのですか。
議席 5番	夫婦と息子さんの3名です。
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします 議案第5号「平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、 原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定 いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」、事務局長専決分が7月分28件ございます。 事務局より、報告いたします。
事 務 局	報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出につい て」ご説明いたします。 14ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決 しましたのでご報告いたします。 今回の報告は、平成30年7月2日から同年7月31日までに届出があつ たものでございます。 農地法第4条の届出は12件、30筆、5,736.04平方メートルで ございます。 また、第5条の届出につきましては、16件、25筆、3,429.88

<p>議 長</p>	<p>平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、28件、55筆、転用面積は、9,165.92平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、15ページから20ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、2件ご報告いたします。21ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、平成30年6月27日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、曾谷の2筆、合計面積は343平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成29年12月1日に、農地法第4条に基づき、「専用住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年7月6日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況は「一部住宅、一部碎石敷」と回答したものでございます。</p> <p>次に、(2)でございます。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年7月2日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、須和田の1筆、面積は317平方メートルで、市街化区域</p>

	<p>に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成26年3月7日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けておます。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年7月6日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「住宅」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の23ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成30年7月5日から7月19日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に、報告第4号「農用地利用状況報告について」、でございます。 事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第4号「農用地利用状況報告について」ご説明いたします。 24ページをお願いいたします。</p> <p>平成30年3月7日付けで、原案決定をしました「平成29年度第4次農用地利用集積計画」につきまして、条件とされました3カ月ごとの農用地利用状況報告の、第1回目が提出されましたので報告いたします。</p> <p>農政課の評価としては、「第1回農用地利用状況報告書及び現地調査の結果等より、営農に対する強い意欲を有しているとともに栽培管理のために必要な労働時間の確保に努めていることを確認する一方、栽培技術の向上や施肥・病害虫防除等のほ場管理並びに目標収量・目標所得を確保していくために、今後さらに経営管理を適切に進行管理していくとともに、県農業普及指導員の助言等を受けて改善していく必要がある。」とのことです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

委 員 岡本 好夫

委 員 石田 まさ子
